

市民税・県民税 申告書の書き方

申告する所得及び控除は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの1年間です。

申告書の書き方 目次

P. 1 申告に必要なもの
収入がなかった場合の申告書の記載例

P. 2～3 収入があった場合の申告書の記載例

P. 4 各所得控除額の表

■申告に必要なもの

【全員に共通】

- ◎ 申告書
- ◎ 収入が分かる資料…令和6年分の給与や年金の源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など
- ◎ マイナンバーカードの写し（または、通知カード+運転免許証や保険証などの身分証明書）
〔代理の方が申告する場合〕
- ◎ 申告者本人の印鑑…認印（スタンプ式のものはいけません）

【以下の控除を受けようとする人】 ※申告内容により、このほかの書類が必要になることがあります。

- 社会保険料控除…令和6年分の国民年金保険料の控除証明書又は領収書
- 生命保険料控除…令和6年分の生命保険（一般の生命保険又は介護医療保険）や個人年金の控除証明書
- 地震保険料控除…令和6年分の地震保険や旧長期損害保険の控除証明書
- 障害者控除…身体障害者手帳、療育手帳など
- 勤労学生控除…学生証などが在学を証明するもの
- 医療費控除…医療費の明細書（資料2をご利用ください。）
- ヘルパ・イノベーション税制（医療費控除の特例）…セルフメディケーション税制の明細書
・健康に関する一定の取組を行ったことがわかる書類
（資料2の裏面及び小松市ホームページをご覧ください。）
- 寄附金税額控除…令和6年分の寄附金受領証又は寄附金控除に関する証明書
※市県民税の申告をされる場合は、ふるさと納税ワンストップ特例が適用除外となるので、寄附金控除の申告が必要となります。

収入がなかった場合の申告書の記載例

丸で囲まれた部分を記入し、郵送で提出してください。

令和7年度分 市県民税申告書		整理番号	
現住所	小松市小馬出町9-1番地	電話番号	0761-22-XXXX
1月1日現在の住所	同上	代理人の氏名	本人との続柄
フリガナ	コマツ ミホ	世帯主の氏名	小松 太郎 妻
氏名	小松 美帆	個人番号(マイナンバー)	明・大 37・2・7 987654321XXXX

◎令和6年中に収入のなかった方
次の1～8のうち該当するものについて✓を付け、生活状況などを記入してください。

1 誰かの人から扶養又は仕送りの援助を受けていた。
住所 (同居) 別居 ()
氏名 **小松 太郎** 本人との続柄 (夫)

2 〇学生(学校名) () 卒業予定 年 月

3 〇生活保護法による生活扶助を受けていた。

4 〇雇用保険(失業保険)・労災保険等を受給していた。 8 〇 その他 ()

5 〇 預貯金等により生活していた。

6 〇 遺族年金により生活していた。

7 〇 障害年金により生活していた。

1～8のうち、該当するものに✓してください。

1の場合は同居・別居(住所を併記)扶養者の氏名・続柄を記入してください。

<表I> 給与と所得金額算出表

A 給与等の収入金額の合計額	給与所得の金額
～ 550,999円	0円
551,000円～1,618,999円	(A - 550,000) 円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	A ÷ 4 = B (B × 2.4 + 100,000) 円
1,800,000円～3,599,999円	千円未満 (B × 2.8 - 80,000) 円
3,600,000円～6,599,999円	切り捨て (B × 3.2 - 440,000) 円
6,600,000円～8,499,999円	(A × 0.9 - 1,100,000) 円
※8,500,000円～	(A - 1,950,000) 円

※所得金額調整控除あり

<表II> 公的年金等に係る雑所得金額算出表

年齢	A 公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額		
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
S35.1.2 以後生まれの人 (65歳未満の人)	～ 600,000円	0円	0円	0円
	600,001円～1,299,999円	(A - 600,000) 円	(A - 500,000) 円	(A - 400,000) 円
	1,300,000円～4,099,999円	(A × 75% - 275,000) 円	(A × 75% - 175,000) 円	(A × 75% - 75,000) 円
	4,100,000円～7,699,999円	(A × 85% - 685,000) 円	(A × 85% - 585,000) 円	(A × 85% - 485,000) 円
	7,700,000円～9,999,999円	(A × 95% - 1,455,000) 円	(A × 95% - 1,355,000) 円	(A × 95% - 1,255,000) 円
S35.1.1 以前生まれの人 (65歳以上の人)	～1,100,000円	0円	0円	0円
	1,100,001円～3,299,999円	(A - 1,100,000) 円	(A - 1,000,000) 円	(A - 900,000) 円
	3,300,000円～4,099,999円	(A × 75% - 275,000) 円	(A × 75% - 175,000) 円	(A × 75% - 75,000) 円
	4,100,000円～7,699,999円	(A × 85% - 685,000) 円	(A × 85% - 585,000) 円	(A × 85% - 485,000) 円
	7,700,000円～9,999,999円	(A × 95% - 1,455,000) 円	(A × 95% - 1,355,000) 円	(A × 95% - 1,255,000) 円
10,000,000円～	(A - 1,955,000) 円	(A - 1,855,000) 円	(A - 1,755,000) 円	

<表III> 生命保険料控除額

保険料区分	A 支払った保険料の金額	保険料の控除額
新制度 (一般・個人年金・介護医療)	～12,000円	Aの全額
	12,001円～32,000円	A × 1/2 + 6,000円
	32,001円～56,000円	A × 1/4 + 14,000円
	56,001円～	一律 28,000円
旧制度 (一般・個人年金)	～15,000円	Aの全額
	15,001円～40,000円	A × 1/2 + 7,500円
	40,001円～70,000円	A × 1/4 + 17,500円
	70,001円～	一律 35,000円
上記区分の両方を支払ったとき	【新制度】算出額 + 【旧制度】算出額 (上限28,000円)	

※一般・個人年金・介護医療のうち複数を支払った場合、控除額はそれぞれの算出控除額の合計(上限70,000円)

<表IV> 地震保険料控除額

保険料区分	A 支払った保険料の金額	保険料の控除額
地震保険料	～50,000円	A × 1/2 円
	50,001円～	一律 25,000円
旧長期損害保険料	～ 5,000円	Aの全額
	5,001円～15,000円	A × 1/2 + 2,500円
	15,001円～	一律 10,000円
上記区分の両方を支払ったとき	【地震】算出額 + 【旧長期損害】算出額 (上限25,000円)	

※ただし、地震保険契約と旧長期損害保険契約が同一契約の場合、どちらか一方を選択してください。

所得金額調整控除

①給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウにのいずれかに該当する場合、給与所得の金額から下記 <調整額> の金額が控除される。

(ア) 納税者本人が特別障害者に該当する

(イ) 23歳未満の扶養親族を有する

(ウ) 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

<調整額> = (給与等の収入金額※ - 850万円) × 10%
※1,000万円を超える場合は1,000万円とする。

②給与所得と公的年金等雑所得の両方があり、合計額が10万円を超える場合、給与所得の金額から下記 <調整額> の金額が控除される。

<調整額> = 年金所得※ + 給与所得※ - 10万円
※10万円を超える場合は10万円とする。
※計算結果がマイナスの場合、調整額は0円

<表V> 配偶者控除額、配偶者特別控除額

		あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超～950万円以下	950万円超～1000万円以下	
配偶者の合計所得	～480,000円	一般 (S30.1.2以後生まれ)	33万円	22万円	11万円
		老人 (S30.1.1以前生まれ)	38万円	26万円	13万円
	480,001円～1,000,000円	33万円	22万円	11万円	
	1,000,001円～1,150,000円	31万円	21万円	11万円	
	1,150,001円～1,100,000円	26万円	18万円	9万円	
	1,100,001円～1,150,000円	21万円	14万円	7万円	
	1,150,001円～1,200,000円	16万円	11万円	6万円	
	1,200,001円～1,250,000円	11万円	8万円	4万円	
	1,250,001円～1,300,000円	6万円	4万円	2万円	
	1,300,001円～1,330,000円	3万円	2万円	1万円	

<表VI> 扶養控除額

	控除額	
一般扶養親族	33万円	
特定扶養親族 (H14.1.2生～H18.1.1生)	45万円	
老人扶養親族 (S30.1.1以前生まれ)	同居老親等以外	38万円
	同居老親等	45万円
16歳未満の扶養親族 (H21.1.2以後生まれ)		

※16歳未満の扶養親族に対する扶養控除はありませんが、市民税・県民税の非課税基準額の判定に影響します。

<表VII> 基礎控除

合計所得金額	控除額
2,400万円以下	43万円
2,400万円超2,450万円以下	29万円
2,450万円超2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

収入があった場合の申告書の記載例

令和7年度分 市民税申告書 (表)

整理番号: 0761-22-XXXX (あて先) 小松市長

現住所: 小松市小馬出町91番地

1月1日現在の住所: 同上

フリガナ: コマツ タロウ

氏名: 小松 太郎

生年月日: 28・1・10

個人番号(マイナンバー): 23456789XXXX

◎令和6年中に収入のなかった方

◎令和6年中に収入のあった方 (1~17の該当項目を記入してください)

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険 271,900円	介護保険	182,370円
生命保険料控除	後期高齢者医療 円	国民年金(控除証明書未付)	150,000円
地震保険料控除	その他 円	合計	454,270円
15 生命保険料控除	種類	新制度	旧制度
	一般の生命保険料	110,000円	円
	個人年金保険料	円	150,000円
	介護医療保険料	円	円
16 地震保険料控除	地震保険料の計	24,000円	旧長期損害保険料の計 20,000円
17~19 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	17 寡婦控除	18 ひとり親控除	19 勤労学生控除
20 障害者控除	障害者の程度	身体・精神・療育・他	本人障害者控除
21 配偶者控除	配偶者の氏名	生年月日	障害者の程度
22 配偶者特別控除	小松 美帆	32・2・7	配偶者特別控除
23 扶養控除	氏名	生年月日	続柄
24 基礎控除	小松 奈津子	7・5・17	母
26 雑損控除	小松 司郎	69・12・15	子
27 医療費控除	小松 伊織	29・4・1	孫

5 寄附金に関する事項

都道府県・市区町村分(特別控除対象)	円
石川県共同募会、日本赤十字社石川県支部	円
都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)	円
石川県	円
小松市	円

市・県民税申告書は、令和7年度の市・県民税を決定する大切な資料となるものです。適正な課税のために、証明書類を忘れず添付して提出してください。

■所得金額 (申告書の番号と対応しています。)

番号	種類	内容等
①	営業等	販売業、飲食店業、サービス業、医師、外交員、検針員などの事業から生ずる所得
②	農業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などの農業から生ずる所得
③	不動産	地代、家賃、土地や建物の権利金などの事業から生ずる所得
④	利子	預貯金の利子、貸付信託の分配金などの所得(所得税源泉分離のものは除く。)
⑤	配当	株式の配当、証券投資信託の分配金などの所得 ※特定配当等(一定の上場株式等の配当で、住民税が特別徴収されているものは原則、申告不要です。)
⑥	給与	給料、賞金、賞与などの所得(給与所得の算出は4ページ<表I>を参照)
⑦~⑨	雑	公的年金等、シルバー人材センターの配分金、個人年金、原稿料などの所得に区分できない所得 (公的年金等所得の算出は4ページ<表II>を参照)
⑩	譲渡	土地、家屋など分離して課税される資産以外の自動車、機械類などの譲渡による所得
⑪	一時	生命保険等の満期返戻金、賞金、競馬などの一時的な所得

※市への保険料<料>納付済額については、「令和6年分保険料(料)納付済額通知書(証明書)兼口座振替納付済通知書」を1月下旬に世帯ごとにご覧いただきお知らせしています。

■所得から差し引かれる金額 (申告書の番号と対応しています。)

番号	種類	要件等	控除額
13	社会保険料控除	令和6年中にあなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険など)をあなたが支払った場合、又は給与から差し引かれた場合 ※ただし、年金から特別徴収された社会保険料は、受給者本人のみ申告可能です。	支払額全額
14	小規模企業共済等掛金控除	令和6年中にあなたが小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金もしくは心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払額全額
15	生命保険料控除	令和6年中にあなたが受取人をあなたやあなたの親族とする生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約等に基づく保険料又は掛金を支払った場合	4ページ<表III>を参照
16	地震保険料控除	令和6年中にあなたが損害保険契約等に基づく地震等損害保険部分の保険料又は掛金を支払った場合	4ページ<表IV>を参照
17	寡婦控除	(1)夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族(総所得金額等が48万円以下)を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の場合 上記(1)(2)のいずれかに該当する場合(事実婚を除く。)	26万円
18	ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を持つ単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の場合(事実婚を除く。)	30万円
19	勤労学生控除	あなたが自己の勤労に基づく給与所得等がある学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得(配当・不動産など)が10万円以下である場合	26万円
20	障害者控除	普通: あなた又はあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合 特別: 障がい者のうち1.2級の身体障がい者手帳、療育手帳Aや精神障がい者保健福祉手帳1級が交付されている場合 同居特別: 同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障がい者で、あなた又は配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人がいる場合	26万円 30万円 53万円
21	配偶者控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(他の所得者の扶養親族となる人、事業専従者を除く。)の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※配偶者の年齢によって、控除額が異なります。	4ページ<表V>を参照
22	配偶者特別控除	あなたの令和6年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者(事業専従者を除く。)の令和6年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	
23	扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和6年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※被扶養者の年齢等によって、控除額が異なります。	4ページ<表VI>を参照
24	基礎控除	合計所得金額に応じて、控除額が異なります。	4ページ<表VII>を参照
26	雑損控除	令和6年中にあなた又はあなたと生計を一にする一定の親族が所有する資産について天災、盗難などによって損害を受けた場合	(1)差引損失額(損害金額-保険金等の補てん額)-総所得金額等10% (2)差引損失額のうち、災害関連支出金額-5万円 上記(1)(2)のいずれか多い金額
27	医療費控除	令和6年中にあなた又はあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合	支払った医療費-保険金等の補てん額-(総所得金額等5%又は10万円のいずれか少ない金額)(控除限度額200万円)
区分1	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	令和6年中に、あなたが健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、かつあなた又はあなたと生計を一にする親族のために特定の医薬品を購入した場合	支払った特定一般用医薬品等の購入費-保険金等の補てん額-12,000円(控除限度額88,000円) ※通常の医療費控除と重複適用はできません。

■税額から差し引かれる金額

種類	要件等	控除額
寄附金税額控除	令和6年中にあなたが都道府県、市町村又は特別区、住所地の県共同募会又は日本赤十字社の支部、住所地の県又は市が条例により指定した寄附先に対して寄附を行った場合	○(寄附金額又は総所得の30%のいずれか少ない方-2,000円)×10% ※特定の都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の特別控除額(寄附金額-2,000円)×(90%-0~45.945%(所得税の税率)) (特別控除限度額 個人住民税所得割額の20%)

詳しくは小松市ホームページをご覧ください。
<https://www.city.komatsu.lg.jp/soshiki/1013/shikenminzei/2910.html>



所得・控除額の算出方法は手引きを参照してください。

所得金額	業種	金額
1	営業等	ア
2	農業	イ
3	不動産	ウ
4	利子	エ
5	配当	オ
6	給与	カ 750 000
7	公的年金等	キ 2 500 000
8	業務	ク
9	その他	ケ
10	短期	コ
11	長期	サ
12	一時	シ
13	社会保険料控除	454 270
14	小規模企業共済等掛金控除	
15	生命保険料控除	63 000
16	地震保険料控除	22 000
17	寡婦、ひとり親控除	
18	勤労学生、障害者控除	260 000
19	配偶者(特別)控除	330 000
20	扶養控除	780 000
21	基礎控除	430 000
22	雑損控除	
23	医療費控除	105 000
24	合計	2 444 270

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。
6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市県民税・県民税の納税方法
□給与からの差し引き(特別徴収) □自分で納付(普通徴収)
分攤課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分攤課税専用)」を合わせて提出してください。